



はじめよう、 地域猫活動

地域みんなでルールを決めて、
適切に猫を管理することで、
野良猫の数とトラブルを減らしていく活動を
地域猫活動と言います。

人も猫も住みやすい地域にするために、
みんなで地域猫活動に取り組みませんか？

Q.「地域猫活動」ってなに？

A. 野良猫の不妊去勢手術を行い、地域で適切に管理する活動のことです。

野良猫とは

特定の飼い主がおらず
飼育責任の所在が
不明な猫。

詳しくはこちら



神戸市ホームページ「地域猫活動」

Q.「地域猫活動」に取り組むとどうなるの？

A. 適切に野良猫を管理することで猫による地域トラブルがなくなり、人も猫も住みやすい環境になります。

喧嘩や発情の
鳴き声が減った

管理できない
子猫が
産まれなくなった

猫がゴミを
漁らなくなった

Q.具体的にどんな活動をするの？

A. 地域の同意のもと、大きく3つの活動を行います。

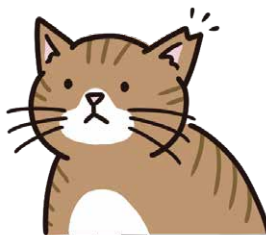
適切なエサやり

餌やりの後は片付け
る／周りの清掃を
行うことで責任を
持って管理します。



不妊去勢手術

今以上に数が増えない
よう不妊去勢手術を
します。耳のV字カットは、
手術済みのしるしです。



トイレの管理

猫のトイレの場所を管理し、適切
に清掃します。清掃後は手指の
消毒を忘れずに行います。



Q.誰が管理を行うの？

A. 地域住民などの有志で行います。
よろしければぜひご協力ください。



神戸市では、
地域猫活動団体に
脱車orビズを
お配りしています。

「地域猫活動」についての相談はお気軽にご連絡ください。

地域猫活動について相談したい

生活衛生ダイヤル

TEL:078-771-7497

FAX:050-3156-2902

Mail:pwd-kobe-eisei@persol.co.jp

不妊去勢手術について助成・支援を受けたい

人と猫との共生推進協議会

TEL:078-262-1157

FAX:078-262-1158



人と猫との共生に関する条例公式キャラクター・みにゃと

動物の遺棄・虐待は犯罪です!!

愛護動物※をみだりに
殺したり傷つけた場合

5年以下の懲役又は
500万円以下の罰金

暴行・衰弱させる等の
虐待を行った場合

1年以下の懲役又は
100万円以下の罰金

遺棄した場合

1年以下の懲役又は
100万円以下の罰金

※人に飼われている「哺乳類、鳥類、爬虫類に属する動物」および全ての「牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと、あひる」